

後期高齢者医療被保険者の皆様へ

1 健康診査を受けましょう

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方を対象に、1年に1回無料で受けられる健康診査を実施しています。

詳しくは、税務住民課国民健康保険グループまたは、いきいき健康推進課までお問合せください。

2 新たに後期高齢者医療制度に加入する方へ

後期高齢者医療保険料は、原則年金から特別徴収（天引き）されますが、年度途中で後期高齢者医療制度に加入することになった方の保険料は、特別徴収開始まで時間がかかるため、納付書または口座振替で納付していただくことになります。

口座振替をご希望の場合、これまで国民健康保険税を口座振替で納付していた方も、改めて手続きが必要です。

3 保険料は納期限内に納めましょう

保険料を滞納すると、通常より有効期限が短い保険証が交付されることがあります。災害により住宅等に著しく損害を受けた場合や、特別な事情により世帯主等の収入が著しく減少した場合は、保険料の減免等が認められることがありますので、お早めにご相談ください。

問合せ先：東通村役場 税務住民課国保グループ ☎27-2111

東通村役場 いきいき健康推進課 ☎28-5800

青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821

「女性の人権ホットライン」強化週間

青森地方法務局及び青森県人権擁護委員連合会では、下記の強化週間中、平日の電話相談時間を延長し、土・日曜日も電話相談を行います。

相談は無料で、秘密は守ります。ひとりで悩まず、相談してください。

期 間 11月18日（月）～22日（金）8時30分～19時

11月23日（土）～24日（日）10時～17時

電話番号 女性の人権ホットライン 0570-070-810

（通常は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の8時30分から17時15分まで相談を受け付けています。）

里親制度について

親の病気、家出、離婚、その他いろいろな事情により、家庭で生活できない子どもがいます。

里親とは、このような子ども達を、自分の家庭に迎え入れて養育する人のことをいいます。

里親制度は、児童福祉法に基づいて、里親となることを希望する方に子どもの養育をお願いする制度です。

◆里親の種類

- ・**養育里親** 保護者のいない児童または保護者に監護させることが適当でないと認められる児童を養育する里親。
- ・**専門里親** 2年以内の期間を定めて、虐待などにより心身に有害な影響を受けた子どもを養育する里親。（専門研修を受けて認定登録された方）
- ・**親族里親** 両親等の死亡、行方不明、拘禁などにより保護の必要があるお子さんを扶養義務者の親族が養育する里親。
- ・**養子縁組里親** 養子縁組によって養親となることを希望する里親。

里親を希望する場合は、児童相談所にご相談ください。制度や申請の手続きについて詳しくご説明いたします。

里親の申請をされますと、研修を受講していただくとともに、児童相談所において、生活状況等の調査を行い、青森県社会福祉審議会の審査を経て、県知事が里親として認定します。

《問合せ先》 青森県むつ児童相談所 担当 杉浦

〒035-0073 むつ市中央1丁目3-33 ☎0175-23-5975 FAX0175-23-5982